

建設業者許可証明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

建設業者許可証明等に関する規則の一部を改正する規則

建設業者許可証明等に関する規則（昭和四十九年広島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>建設業者許可証明に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による知事の許可（以下「許可」という。）を受けた建設業者からその許可に関して証明を求められた場合における知事の行う証明の事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(証明)</p> <p>第二条 知事は、許可を受けている建設業者（以下「許可業者」という。）からその許可に関して証明を求められたときは、当該許可業者の許可に関して必要な証明を行う。</p> <p>(申請)</p> <p>第三条 許可業者は、前条の証明を求めるときは、別記様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(証明書)</p> <p>第四条 知事は、前条の申請があつた場合において、証明を行うときは、別記様式第二号による証明書を交付して行うものとする。</p>	<p>建設業者許可証明等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けた建設業者からその許可に関して証明又は確認（以下「証明等」という。）を求められた場合における知事の行う証明等の事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(証明等)</p> <p>第二条 知事は、知事の許可を受けている建設業者又は国土交通大臣の許可を受けている建設業者であつて主たる営業所を県内に置くもの（以下「許可業者」という。）からその許可に関して証明等を求められたときは、当該許可業者の許可に関して必要な証明等を行う。</p> <p>(申請)</p> <p>第三条 許可業者は、前条の証明等を求めるときは、別記様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(証明書等)</p> <p>第四条 知事は、前条の申請があつた場合において、証明等を行うときは、知事の許可を受けている者に対しては別記様式第二号による証明書を、国土交通大臣の許可を受けている者に対しては別記様式第三号による確認書を交付して行うものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号

建設業者許可証明申請書

(略)

次のとおり、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることを証明してください。

1 証明を求める事項

(略)

2 (略)

____年 月 日

広島県知事様

改正前

別記様式第1号

建設業者許可(確認)証明申請書

(略)

次のとおり、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることを証明(確認)してください。

1 証明(確認)を求める事項

(略)

2 (略)

昭和 ____年 月 日

広島県知事殿

別記様式第二号中「~~ホ~~」を「~~イ~~」に改める。
別記様式第三号を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。